

# ■ 小城市燃油・原材料等高騰対策支援金

## 申請の手引き

佐賀県が実施する「燃油高騰対策緊急支援金」または「原材料等高騰対応緊急応援金」の交付決定事業者に対し、予算の範囲内において小城市燃油・原材料等高騰対策支援金を交付します。

個人事業者 6 万円、法人 8 万円

### ■ 要件

小城市内に所在する事業者で、佐賀県が実施する「燃油高騰対策緊急支援金」または「原材料等高騰対応緊急応援金」の交付決定を受けた事業者であること。

※どちらかの交付決定が必要です

### ■ 申請期間

令和 4 年 10 月 1 日から **令和 5 年 3 月 31 日（金曜日）まで**

※・佐賀県が実施する「燃油高騰対策緊急支援金」及び「原材料等高騰対応緊急応援金」の申請期間は  
令和 4 年 8 月 1 日（月）から **令和 4 年 10 月 31 日（月）まで**（延長となりました）

※ 小城市燃油・原材料等高騰対策支援金は、どちらかの交付決定があれば対象になります。

### ■ 提出書類

揃っているかチェックしましょう

- ①小城市燃油・原材料等高騰対策支援金交付申請書
- ②佐賀県が実施する「燃油高騰対策緊急支援金」または「原材料等高騰対応緊急応援金」の決定通知の写し …紛失された場合は「振込を示す通帳の写し」を提出してください。但し、手続きにしばらく日数を要します。
- ③振込先の通帳の写し等（通帳の表と 1 ページ目 [銀行名・支店名・フリガナが記載されたページ]）
- ※前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類が必要になる場合があります

### ■ 申請方法

#### ア. 郵送または持参先

〒845-8511 小城市三日月町長神田 2312-2（東館 1 階） 小城市役所商工観光課

##### 【注意事項】

- FAX は文字が読めなくなる場合があるので使用しないでください。  
**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力よろしくお願ひします。**

### ■ 問合せ

小城市商工観光課 電話：0952-37-6129 メール：shoukoukankou@city.ogi.lg.jp

